

救命艇手資格制度の改善について

～沿海区域を航行する外航船(日韓航路旅客船等)の救命艇手配乗要件の緩和～

平成22年5月に策定された「国土交通省成長戦略」において、外航海運のクルーズ振興のため、救命艇手資格の認定手続の簡素化が求められたことに対応し、同資格取得手続の改善を図る。

【現行資格要件】

〈救命艇手〉



国際航海に従事する船舶には、救命艇手資格受有者の選任が必要。

【改善内容】

国際航海に従事する船舶のうち、救命艇の搭載が免除され膨脹式救命いかだのみの搭載で可とする緩和措置が認められている国際航海沿海船(日韓航路旅客船等)について、従来の救命艇手資格受有者に替えて、**限定救命艇手資格受有者の選任を認める。**



限定救命艇手資格

(※ 膨脹式救命いかだのみを取り扱える資格)

〈限定救命艇手〉



国内各港間のみを航海する船舶は、限定救命艇手資格受有者を救命艇手の員数に含めることができる。

○ あわせて、「国土交通省成長戦略」を踏まえ、社船において実施される同等認定講習を修了した者に救命艇手資格の付与を認める。(通達措置)

【救命艇手制度の概要】

対象船舶: 旅客船又は旅客船以外の最大搭載人員100人以上の船舶

根拠規定: 船員法第118条、救命艇手規則

関連条約: 1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(STCW条約)